

# 入札説明書

この入札説明書は、岩手県林業技術センター所長が発注する委託業務契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

## 1 委託業務内容

- (1) 業務名 岩手県林業技術センター庁舎警備業務
- (2) 仕様等 仕様書及び業務内容明細書による
- (3) 履行期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- (4) 履行場所 岩手県紫波郡矢巾町大字煙山第3地割560番11及び577番5地内  
岩手県林業技術センター

## 2 入札及び改札の日時、場所

令和2年3月25日（水）午前10時00分  
岩手県林業技術センター講義棟講義室

- (1) 入札場所には入札参加者又はその代理人並びに入札執行職員及び立会職員以外の者は入場することができない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場所に入場することができない。
- (3) 入札参加者又はその代理人が連合し、又は不穏な行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者又はその代理人を入札場から退去させ、又は入札を延期し、若しくは取りやめることがある。

## 3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年法律第16号）第167条の4第1項及び第2項各号のいずれの規定にも該当しない者であること。
- (2) 入札日現在で、平成30・31年度庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿のうち「常駐警備」及び「機械警備」に登録されている者で、盛岡広域振興局管内に本社、支店又は営業所を有していること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生開始の手続開始の申立がなされている者（ただし、更生手続又は更生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。）でないこと。
- (4) 庁舎等管理業務の委託契約に係る指名停止の措置を受けていないこと及び岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（以下「措置基準」という。）などに基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 岩手県から措置基準に基づく文書警告に伴う非指名の措置を受けている場合及び庁舎等管理業務の委託契約に係る文書警告に伴う非指名の措置を受けている場合、入札書提出日現在において措置を受けた日から1月を経過していること。

また、入札書提出日から落札決定までの間に措置基準に基づく文書警告に伴う非指名の措置及び庁舎等管理業務の委託契約に係る文書警告に伴う非指名の措置を受けていないこと。

- (6) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (7) 競争入札参加資格申請をする日から起算して過去2年間において、今回入札対象施設と同規模以上の「巡回警備・機械警備」業務の実績を有すること。

#### 4 入札参加者に求められる事項

入札参加者は、次の書類を令和2年3月16日（月）午後5時までに14(3)の場所に各1部を提出しなければならない。

なお、入札参加者は提出した書類について、岩手県林業技術センター所長から説明を求められた場合には、それに応じなければならない。当該書類の補足、補正は、令和2年3月18日（水）午後5時まで認める。

また、入札参加資格審査の結果は、令和2年3月19日（木）までにFAXにより通知する。

- (1) 競争参加資格を証する書類
  - ア 一般競争入札参加資格審査申請書（別紙様式）
  - イ 契約実績届出書（様式第1号）
  - ウ 資本関係・人的関係に関する届出書（様式第2号）
- (2) 業務が履行できることを証する書類
  - 業務が履行できることの誓約書（様式第3号）

#### 5 資本関係等にある会社の参加制限

次のいずれかに該当する関係がある複数の者は、入札に重複して入札参加資格審査申請書を提出することができない、

なお、これらの関係にある複数の者から申請があった場合は、そのすべての者の入札参加を認めないものとする。

- (1) 資本関係
  - 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が、民事再生法第2条第4号に規定する再生手続き中の会社又は会社更生法第2条第7号に規定する更生会社（以下「再生会社等」という。）である場合は除く。
    - ア 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
    - イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- (2) 人的関係
  - 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社の一方が再生会社等である場合は除く。
    - ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
    - イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

- (3) 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条に規定する中小企業等協同組合とその組合員又はその会員の場合
- (4) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合  
その他上記(1)から(3)と同視しうる関係があると認められる場合
- (5) 入札参加希望者が(1)から(4)の制限に対応することを目的に連絡を取ることは、公正な入札の確保に抵触するものではない。

## 6 入札の方法等

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載するものとする。
- (2) 入札書は、直接 2(1)の日時に 2(2)の場所に持参すること。郵便、電報、電送その他の方法による入札は認めない。
- (3) 入札書の金額以外の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し、入札参加者の印を押印しなければならない。  
また、一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (4) 代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出前に委任状を提出しなければならない。

## 7 入札保証金 免除

## 8 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は、これを無効とする。

- (1) 一般競争入札に参加する資格にない者が提出した入札書
- (2) 入札参加者に求められる事項を履行しなかった者が提出した入札書
- (3) 記名押印のない入札書
- (4) 入札金額を訂正した入札書
- (5) 誤字脱字等により必要事項が確認できない入札書
- (6) 入札件名の表示に重大な誤りがある入札書
- (7) 同一入札参加者又は代理人が 2 つ以上提出した入札書
- (8) 代理人が委任状を提出しないで提出した入札書
- (9) その他入札に関する条件に違反して提出した入札書

## 9 落札者の決定方法

- (1) 本件委託業務に係る入札公告及び入札説明書で示した要件のすべてを満たしている入札者であって、会計規則（平成 4 年岩手県規則第 21 号）第 100 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同額の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同額の入札をした者のうち、出席しない者及びくじを引かない者があるときは、当該入札者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。

## 10 開札に立ち会う者

開札は、入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札参加者又はその代理人の立ち合いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

## 11 再度入札

初度の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行うものとする。入札執行回数は3回を限度とし、その限度内において落札者がいない場合は、入札を打ち切ることとする。

## 12 契約成立要件

落札者の決定後、委託業務に係る契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が入札公告又は入札説明書に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、契約を締結しない。

## 13 契約に関する事項

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の5以上の額とする。ただし、会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第112条に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

## 14 その他

- (1) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 令和2年度岩手県一般会計予算が議決されなかった場合等にあつては、本件調達手続きについて停止の措置を行うことがある。

- (3) 入札及び契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

岩手県林業技術センター企画総務部

〒028-3623 岩手県紫波郡矢巾町大字煙山第3地割560番地11

TEL 019-697-1536

FAX 019-697-1410